

令和5年6月

I. 計画策定の考え方

東広島医療センターにおいて、基本理念に基づき高度な医療を継続的に提供する為に運営してきたが、最近の急激な医師不足や、患者の大病院志向等により救急患者の増加による診療時間勤務の増加や医療の複雑化・高度化等により医療従事者の疲弊が著しく、医療サービスの低下を招く要因となっている。このままでは、近い将来、最低限に必要な医療も提供できなくなることが危惧される。

このような状況の中、現在勤務している医療従事者の業務負担増大から、退職するなど今以上の医療従事者不足を招き、医療サービスのさらなる低下及び財政的破綻に陥る危機的状況にあることから、今、限られた医療資源を最大限に活かしながら当センターが、地域に必要な高度な医療を継続的に提供していくという理念から、医療提供体制の再構築等の見直しを行うものである。

II. 計画策定の目的

1. 基本理念に基づき高度な医療を継続的に提供する為に、勤務する医師、看護師等の医療職、事務職員等が互いに過重な負担がかからないよう、医師法（昭和23年法律第201号）等の医療関係法令により各職種に認められている業務範囲の中で、実情に応じて、適切に役割分担を図り、業務を行っていくことを目的とする。
2. 基本理念に基づき高度な医療を継続的に提供するに基本的な考え方の下、医療従事者がその専門性を必要とする業務に専念することにより、効率的な業務運営を目指す。
3. 適切な人員配置のあり方や、医療職、事務職員等の間での役割分担がなされるよう努める。

III. 医療従事者の業務負担軽減の取り組み

地域全体で必要な医療を確保していくため、地域内の病院をはじめ診療所などの全ての医療提供機関がその役割を明確にし、機能分担を図るとともに、限られた人材等、医療資源の有効活用による機能強化を図り、現在勤務している医療従事者が過重業務にならないよう現状業務を軽減するよう取り組む。

1. 院内での役割分担

① 各部門の役割分担の現状や業務量、知識・技能等を十分に把握し、各業務における管理者及び担当者間における責任の所在を明確化した上で安心・安全な医療を提供するために必要な医師の事前の指示、直接指示のあり方を含め具体的な連携・協力方法を決定し、関係職種間での役割分担を進めることにし、良質な医療の提供はもとより、快適な職場環境の形成や効率的な業務運営の実施を図る。

また、個人情報保護に関する法律並びに独立行政法人国立病院機構及び東広島医療センター個人情報保護取扱規程を遵守する。

② 医師の事務作業補助を行う事務職員等の運用について、その適切な配置及び業務の管理・改善を行うために、責任者を置き、適宜、勤務医師の意見を取り入れ医師事務作業補助の配置状況や業務内容について見直しを行い、実際に勤務医の事務作業の軽減に資する体制を確保することに努めるものとする。

③ 医師事務作業補助者資格試験の受験を奨励し、合格の場合は賃金等の処遇を改善することにより、離職防止に繋げていく。

2. 医療従事者確保を組織的に取り組むための体制整備

医療従事者確保については、従来から基本的に病院長が個別に対応してきたところであるが、当センターとしても院長、副院長が中心になって積極的に取り組んでいくこととする。

また、当センターホームページに求人サイトを設けたり、新聞広告・雑誌等へ募集をかけたリ積極的に採用活動に努める。

雇用形態や勤務形態が選択可能な制度を活用することにより、育児等の諸事情をもつ女性医療従事者の採用に対して配慮を行い雇用の促進を図る。

3. 診療情報管理室の組織化

医師が行う診療計画の作成や研究がスムーズに行えるよう、医師から求められる臨床データの迅速かつ的確な提供が可能な組織に強化する。

4. 地域の他の医療機関との連携

当センターの限られた医療資源を最大限に活かしていくためには、診療所・医師会の役割は極めて重要であり、医師会、東広島市等の協力の下、医療機関連携の強化を図る。連携促進のための体制をさらに強化する。

当センターの勤務医と開業医との連携等を推進するため、病院と医師会との意見交換の場を充実させるとともに、合同研修会の開催等を推進する。

さらに、病院と診療所の役割分担など地域における診療体制や受診にあたっての留意点必要な情報提供の充実を図る。

また、病院と診療所との役割分担や休日診療所等の救急医療の受診方法について当センター、医師会及び東広島市等の関係機関が協力して市民啓発を実施する。

選定療養費を徴収することや、退院時の他院への紹介を推進することにより外来患者の診療所等への誘導を行い、外来患者数の抑制につなげる。

5. 医師の診療業務に関する負担軽減の取り組み

患者家族等への説明については、極力平日の時間内に実施する。

複数主治医制が可能な診療科は取り組みを行う。

研修や技能講習等により医師の負担軽減に繋がるものは、積極的に受講する。

看護師特定行為研修修了者が手順書により特定行為を実践することで、医師の負担軽減に繋がるように、関係部署は配慮を行う。

6. 医師の当直業務にかかる配慮

当直明けの勤務帯での休憩時間について、医師専用の休憩室を設けることで、十分な休憩が取れるよう当直室を日勤時間帯において、当直勤務があけた医師に専用として開放する。

また、当直室には、シャワー等の入浴施設を完備するとともに女性医師専用の休憩室を確保する。

救急当番日の医師の配置を手厚くすることにより、休憩の時間がとれるよう配慮する。

当直は、連続当直とならないよう計画し、当直翌日の業務内容についても配慮する。

当番日を担当した医師は、翌日は年次休暇の取得を推奨する。

また、時間外救急外来患者数の増加等により夜間においても日中と同程度の診療を提供する必要があるような状況が恒常的になった場合には、交代制勤務の導入を検討する。

以 上